

平成 24 年第 7 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 24 年 5 月 28 日（月）午後 4 時

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

- 報告事項
- 1 松阪市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 2 平成 24 年度松阪市学校給食推進委員会委員の委嘱について
 - 3 児童生徒の問題行動について

委員 仕事で苦勞しているところとかやりがいのあるところなど教えてください。
事務局 問題行動での対応ですが、4 月当初から児童生徒を理解するために、カウンセリングや相談期間を設けるなどして対応しています。特に暴力行為等いくつかの懸案事項については、各学校と詳細な連絡を取りながら関係諸機関とともに適切に対応しています。暴力行為をつい犯してしまうということはありません。しかし、それを後にひきずらない、2 次災害にならないように計画的な生徒指導を一生懸命やっていきたいと考え、校長会等にも連絡しました。不審者の連絡等は、これまで幼小中のみで情報交換をしていましたが、高校とも連携をはかっています。このようにいろいろなところと情報交換をして子どもを支援する体制を作っています。

委員 暴力事件や万引きなどでもそうですが、目に見えることだけでなく、見えないこと、その子の裏側、家庭などの状況をつかめないことが多いのではないのでしょうか。コミュニティスクールともかかわって来ると思いますが、家庭のことを知っている地域の方とのかかわりを深くしていかなければ問題を起こした子どもの背景が見えないと思います。自分も何ができるか自分に問いかけていますが、協力できることがあればしたいと思います。教育委員の方々も相談してほしいしかかわりも深めていって欲しいと思います。

事務局 地域、学校全体で子どもたちを支えていくということを個人情報も大事にしながらか進めていきたいと思っています。

事務局 文化財保護審議会について説明します。市内には多くの文化財があります。現在 16 名の文化財保護審議会委員のみなさんに文化財指定や解除の審査・答申などをしていただいています。現在松阪市の指定文化財は国の登録文化財を含めると 246 件あります。内訳は、国の指定・登録が 38 件、県指定が 55 件、市の指定が 153 件になります。文化財は範囲が広く、有形文化財、無形文化財、記念物（松坂城跡などの史跡、瑞巖寺の庭園のような名勝、ネコギのような天然記念物）、射和の祇園祭のような無形民俗文化財があります。文化財には修理がつきものですが、補助要綱があり、国、県と協議して保存

を図り、後世に文化財を残していく業務を進めています。現在は、原田二郎旧宅が市の建造物の指定になっていますので、その改修、保存整備工事をしています。

これまで文化財は保護にウエイトが置かれていましたが、これからは活用していくという方向でも進めていきます。

委員 文化財の指定、保護、登録はどのように決めていくのですか。

事務局 指定の手順は、先ず所有者の方が承諾して申請をしていただき、それについて文化財保護審議会で調査、検討して教育委員会に答申します。例えば、建造物関係なら建物が傷むので修理をしなければならないとか、古文書関係なら所有者が個人のものですと高齢化によって代が替わったりすることもあるので、後世に残していく手立てを長い年月をかけて検討していきます。

委員 6月に入ると給食の食中毒や幼稚園での頭しらみの問題など衛生面の問題が出てくると思います。予防対策をとるなど注意してください。

事務局 安心安全な学校給食を提供するため、衛生に気を配っています。衛生基準を守りながら進めていきます。

委員 万引きの裏にいじめはないでしょうか。万引きに至った経緯等を調査して指導をしてほしいと思います。

委員 給食のアレルギー対策、個別対応はどうしていますか。給食推進委員会では、そのようなことも議論していますか。

事務局 給食推進委員会設置の目的ですが、ひとつは、学習指導要領や学校給食法の改正により学校における食育の推進が明記されています。また、保護者の給食への関心も高まっています。そのような中で給食推進委員会を設置することによって、地産地消の推進、食事内容の充実、物価変動による適正な対応、そして一番大事な安全安心で食育の生きた給食を作っていきたいということです。2つ目は、給食施設の老朽化が始まっていますので、効率性や経済性等を見据えた施設のあり方を検討していただきます。

アレルギー対策は、保護者からの申請によってその子にあった給食を提供しています。

委員長 これで第6回教育委員会定例会を終わります。